

# 地方分権改革で改正された諸制度の運用状況調査

令和2年6月

総務省行政評価局



# 地方分権改革で改正された諸制度の運用状況調査

## I 調査の背景

- 地方分権改革において、地方の発意に根ざした制度の見直しである「提案募集方式※」を導入（平成26年から実施）
- 提案募集方式により見直された制度が、各地方公共団体の現場でどのように利活用されているかについて実態を把握し、一層の利活用につなげていくことが、地方分権改革の推進のために有効



内閣府地方分権改革推進室と連携し、地方公共団体の現場における制度の運用状況をケーススタディ的に把握

## II 調査対象とした制度

- ① 提案募集方式により見直された時期等を考慮しつつ、下記の3制度を選定
- ② 令和2年2～3月に本省行政評価局及び全国5管区行政評価局において、各制度それぞれ11～16地方公共団体にヒアリングを行い、現場の実態を把握

- 1 地方版ハローワークの創設等（平成27年提案）
- 2 公営住宅入居者である認知症患者等の収入申告義務の緩和（平成27年提案）
- 3 災害援護資金に係る貸付利率、保証人、償還方法の見直し（平成29、30年提案）

※ 「地方公共団体への事務・権限の移譲」や「地方に対する規制緩和（義務付け・枠付けの見直し）」について、地方公共団体からの提案を受けて制度の見直し等を推進  
平成26年から令和元年までに945件の提案に対応（制度の見直し（明確化を含む）を実施）

# 地方分権改革で改正された諸制度の運用状況調査

## Ⅲ 主な調査結果

### 1 地方版ハローワークの創設等(平成27年提案)

第6次地方分権一括法の施行後に事業を開始(事業内容を見直したものを含む。)した8団体計16か所の地方版ハローワーク及び一体的実施施設における取組状況を調査し、特徴的な取組事例を把握

### 2 公営住宅入居者である認知症患者等の収入申告義務の緩和(平成27年提案)

- (1) 調査した16団体では、いずれも令和元年度までに条例を改正し、認知症患者等の収入申告義務を緩和
- (2) 16団体のうち11団体では、令和元年度に計645件の収入申告義務を免除
- (3) 調査した団体の中には、平成30年度に84件の収入申告義務を免除した結果、うち64件の家賃額が令和元年度から低減した例あり

### 3 災害援護資金に係る貸付利率、保証人、償還方法の見直し(平成29、30年提案)

- (1) 調査した12団体のうち10団体では、貸付利率、保証人、償還方法のいずれも条例を改正
- (2) 12団体のうち、条例改正後に災害援護資金の貸付けの対象となる災害が発生していない3団体を除く9団体では、平成31年4月から令和2年1月までに計240件を貸付け
- (3) 上記240件のうち239件は、保証人の有無にかかわらず、従前よりも低利で貸付けが行われている。  
また、当該239件のうち158件は、保証人を不要とするものとなっている。
- (4) 上記9団体が貸し付けた計240件のうち、7団体の162件は、被災者により月賦償還が選択されている。

# 地方分権改革で改正された諸制度の運用状況調査

## 1 地方版ハローワークの創設等(平成27年提案)

### (1) 第6次地方分権一括法(職業安定法及び雇用対策法)の改正前の状況

- ▶ 地方公共団体は、法律上、公的な無料職業紹介事業者として位置付けられておらず、国のハローワークが保有している求人・求職情報を活用できない。
- ▶ 求職者に必要なサービスは就職だけでなく、住居、生活、福祉等多岐にわたるが、求職者は就職が決まるまで国のハローワークと県や市町村の窓口を行き来しないといけない。
- ▶ 地域の雇用問題を解決するためには、例えば、企業誘致や産業育成などと職業紹介による企業の人材確保支援を一体的に行う必要があるが、就職に関するサービスは、国と県がそれぞれ実施している。

### (2) 第6次地方分権一括法の改正概要(職業安定法及び雇用対策法改正(平成28年8月20日施行))

#### 【職業安定法】

- ▶ 地方公共団体が民間とは明確に異なる公的な立場で無料職業紹介(地方版ハローワーク)を実施できるよう、事業開始の届出要件その他各種規制を緩和
- ▶ 無料職業紹介事業を行う地方公共団体が希望する場合に、国のハローワークの求人・求職情報のオンライン提供を法定化
- ▶ 地方公共団体において、移住支援や産業政策(例えば、地場産業の支援、企業誘致、職業訓練等)、福祉サービス等と組み合わせ、地域事情に応じた創意工夫により無料職業紹介の実施が可能

#### 【雇用対策法】

- ▶ 国と地方公共団体は、雇用施策について協定の締結や同一施設での一体的な実施により連携する旨を法定化
- ▶ 地域の実情に応じた地方公共団体の業務と、国(ハローワーク)の行う職業紹介を組み合わせ、地方公共団体主導でハローワークと一体となった様々な工夫が可能

# 地方分権改革で改正された諸制度の運用状況調査

## (3) 地方版ハローワーク及び一体的実施事業の取組状況(調査対象:11地方公共団体)

### ◆地方版ハローワーク等の概況

- 調査した11団体では、令和2年3月末現在、地方版ハローワークを計18か所、一体的実施施設を計7か所設置
- これらの地方版ハローワーク等では、i)労働力人口の減少、ii)若年層の人材流出、iii)中小企業の人材確保難といった地域における行政課題に対応するため、そのほとんどが支援対象とする求職者を重点化。中には、魅力ある求人票等の作成や支援対象とする業種の重点化等により求人企業の人材確保を支援している例あり

地方版ハローワーク等の支援対象

(単位:か所)

区 分	設置数	対求職者					対求人企業	
		女性・若者・中高年者等	UIターン希望者	職業訓練校の訓練生	生活保護受給者等	一般求職者		業種の重点化
地方版ハローワーク	18	8	11	1	0	0	10	2
一体的実施施設	7	3	1	0	3	1	0	0

- (注)1 「一般求職者」を対象とした1施設は、国のハローワークが廃止となった地域に設置されている。  
2 複数の支援対象者を設定している場合があるため、設置数と「対求職者」の内訳の計は一致しない。

(単位:か所、団体)

- 調査した11団体計25か所の地方版ハローワーク等を第6次地方分権一括法の施行前後で区分すると、右表のとおり
- 今回、第6次地方分権一括法の施行後に事業を開始(事業内容を見直したものを含む。)した8団体の計16か所における取組の中から特徴的な取組を紹介すると、概要は以下のとおり

区 分	地方版ハローワーク	一体的実施施設	合 計
第6次一括法の施行前に事業を開始したもの	4(4)	5(5)	9(7)
第6次一括法の施行後に事業を開始したもの	14(8)	2(2)	16(8)
合 計	18(11)	7(7)	25(11)

- (注)1 ( )内は、団体数を示す。  
2 地方版ハローワークと一体的実施施設の双方を設置している団体があるため、団体数の合計と内訳の計は一致しない。

# 地方分権改革で改正された諸制度の運用状況調査

## ◆地方版ハローワークによる取組の事例


○県独自の就職支援サイトの運営により県外の若者に県内企業の魅力をPRし企業が求める人材を確保(香川県)

	狙い	取組内容	効果
事例1	大学進学者の8割以上が県外大学へ進学する状況の中、学生等若者の確保に苦慮している県内企業の人材確保を支援するため、平成29年4月、「香川県就職・移住支援センター」を設置	「若者の就職支援」、「県外からの就職支援」、「特定分野の人材確保」という三つのコンセプトの下、県内企業の正社員求人に特化した就職支援サイト「jobナビかがわ」を運営し、学生等求職者には県内企業情報や求人情報を、登録企業には人材情報を提供 また、インターンシップ支援サイト「インターンシップナビかがわ」を運営し、県内企業のインターンシップの取組や学生の参加を促進	「jobナビかがわ」には県内主要企業をほぼ網羅する約1,600社が登録。平成30年度の職業相談件数は3,597件(平成29年度1,283件)、就職件数は134件(同94件)とそれぞれ増加している。



# 地方分権改革で改正された諸制度の運用状況調査

○県立ハローワークの県外拠点の一つを東京に設置し県外人材の確保対策を強化(鳥取県)

	狙い	取組内容	効果
事例2	若者の人材流出、雇用のミスマッチ等により深刻な人材不足が続く中、若者・女性・中高年者の活躍やIJU(移住)ターン就職の促進及び企業の人材確保に向けて、県立ハローワークを平成30年度までに県内4か所、県外2か所に設置	「県立東京ハローワーク」(平成29年7月設置)では、大手転職サイトの主催する「転職フェア」等に出展し、県内への移住・転職希望者を掘り起こし。移住希望者や学生には、県立ハローワークサイトへの求職者登録を呼び掛け。「ふるさと鳥取県定住機構」と連携し、専門スタッフが移住と就職を一体的に支援	平成30年度の職業相談件数は1,990件(平成29年度1,103件)となっており、12人(同6人)が就職した。 

※ 転職フェアの出展状況


○県の強みである「製造業」を中心に就職相談から職業訓練、職業紹介まで一貫した就労支援を実施(徳島県)

	狙い	取組内容	効果
事例3	労働力人口の減少が進む中、県の強みである「製造業」を支える技能・技術者を中心とした人材を確保するため、平成29年3月、製造業を中心とした職業訓練校内に「徳島県すだちくんハローワーク」を設置	隣接する徳島経済産業会館の経済団体と連携し、県が成長産業と位置付ける「新素材、健康・医療、地域資源」関連産業に特化した求人の開拓や人材ニーズを迅速に把握。特に、職業訓練校の訓練生や求職者に対し、専門的なキャリアカウンセリング等を実施	平成30年度の新規求人数は687人(平成29年度312人)、新規求職者数は156人(同95人)となっており、就職件数も29年度の56人から97人に増加している。



# 地方分権改革で改正された諸制度の運用状況調査

○会社の魅力を紹介する県独自の「企業紹介シート」を作成し中小企業の人材確保を支援（埼玉県）

	狙い	取組内容	効果
事例4	<p>中小企業の人材不足問題の顕在化を受け、県内の求人企業を支援する観点から、平成29年4月、「企業人材サポートデスク」を設置</p>	<p>キャリアコンサルタントの有資格者等を求人企業に派遣し、ハローワークに提出する求人票だけでは伝わりにくい会社の様子や仕事の魅力を求職者に訴える「企業紹介シート」(*)を作成</p> <p>合同面接会のほか、1回当たり2社程度が参加する小規模な企業面接会を週3回程度開催。「履歴書不要」、「服装自由」とし、気軽に参加できるようにしている。</p> <p>(*)県独自に作成しているもので、情報端末の求人票画面から当該シートが表示される。</p> <p>なお、当該サービスは、システム改修のため、令和2年6月1日現在、一時休止中となっている。</p>	<p>平成30年度には564社、3,025人が面接会に参加し、78人の就職が実現。このうち36人が小規模面接会によるものとなっている。</p>  <p>※ 企業紹介シート</p>

## ◆一体的実施事業による取組の事例

○市庁舎内にハローワークの窓口を開設し生活保護受給者等の就職支援を円滑化（鳥取県鳥取市）

	狙い	取組内容	効果
事例5	<p>生活保護世帯のうち、就労に当たっての阻害要因が認められない世帯の割合は、平成29年3月末時点で23.5%となっている。市の生活支援とハローワークによる就労支援を一体的に取り組むことにより、生活保護受給者等の就労促進を図るため、平成29年10月、市庁舎内にハローワークの窓口を設置</p>	<p>生活保護受給者等に対し、市は生活支援やハローワーク窓口への誘導、ハローワークは職業相談や職業紹介等の就労支援を実施</p>	<p>平成30年度には146人（平成29年度58人）の生活保護受給者等が就職した。</p>

# 地方分権改革で改正された諸制度の運用状況調査

## 2 公営住宅入居者である認知症患者等の収入申告義務の緩和(平成27年提案)

### (1) 第7次地方分権一括法(公営住宅法)の改正前の状況

- ▶ 公営住宅の家賃は、入居者からの毎年度の収入申告等に基づき決定

#### ・入居者の収入状況

- ・当該公営住宅の立地条件
- ・規模
- ・建設時からの経過年数 等

これらを基に

近傍同種家賃※以下の家賃額を設定

※近傍同種の住宅(その敷地を含む。)の時価や修繕費等を勘案し、毎年度、事業主体が設定(公営住宅法第16条第2項)

ただし、入居者からの収入申告がなく、また、事業主体(地方公共団体)からの報告請求等にも応じない場合は、近傍同種家賃額に決定される。



### (2) 第7次地方分権一括法の改正概要(公営住宅法改正(平成29年7月26日施行))

- ▶ 認知症患者等のうち収入申告が困難と認める者の毎年の収入申告義務を免除

- ・認知症患者
- ・知的障害者
- ・精神障害者
- ・これらに準ずる者

上記に該当し、収入申告が困難であると認められる者

申告義務を免除

事業主体が自ら入居者の収入状況を把握※した上で、収入・その他条件等に応じた、近傍同種家賃以下の家賃額を設定することが可能

※入居者の雇主等への照会や官公署の書類閲覧等の方法による(公営住宅法施行規則第9条)

# 地方分権改革で改正された諸制度の運用状況調査

## (3) 地方公共団体における制度の活用状況等(調査対象:16地方公共団体)

### ① 地方公共団体における制度の活用状況(令和2年3月末現在)

○ 調査した16団体では、いずれも令和元年度までに条例を改正し、認知症患者等の収入申告義務を緩和

○ 16団体のうち11団体では、令和元年度に計645件の収入申告義務を免除 (単位:団体、件)

区分	平成29年度	30年度	令和元年度
条例を改正した団体数(累計)	6	15	16
うち収入申告義務の免除実績のある団体数(累計)	5	11	11
収入申告義務の免除件数	65	526	645

- 収入申告義務の免除実績のない5団体では、次の理由から、近傍同種家賃となっている者の中に認知症患者等で収入申告が困難と認められる者はいないと認識
  - ・ 日頃から個別訪問等により入居者の状況把握を行っている。
  - ・ 同居親族等の支援者により収入申告が励行されている。

### ② 認知症患者等の確認方法

○ 免除実績のある11団体では、条例の規定上は、次表①～④の者を収入申告義務の免除対象者として位置付け。しかし、うち3団体では、実際の運用上は、対象者の把握が難しいこと等から、認知症患者等に準ずる者を免除対象者としていない。

○ また、当該11団体では、医師の診断書、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、医療・介護従事者の意見書等を基に、認知症患者等に該当するか否かを判断。しかし、調査した団体の中には、その判断に苦慮しているものあり

(単位:団体)

区分	団体数	確認方法			
		医師の診断書	手帳	意見書	その他
①認知症である者	11	7	-	4	7
②知的障害者	11	-	6	4	7
③精神障害者	11	-	6	4	7
④上記に準ずる者	8	3	-	7	4

一方、福祉部局と連携して介護保険の認知症情報(日常生活自立度判定)や障害情報を職権で把握し、認知症患者等の認定に活用している例あり

(注)1 複数の区分に該当するものがあるため、団体数と内訳の計は一致しない。

2 「その他」は、医療・介護従事者からの聞き取りや福祉部局からの関連情報の把握等を指す。

# 地方分権改革で改正された諸制度の運用状況調査

## (4) 制度改正による効果

○ 収入申告義務免除制度の活用により、近傍同種家賃から応能応益家賃に引き下げられた例

- ✓ 当該入居者(認知症患者)の家賃は、平成29年度は、収入未申告により、近傍同種家賃(72,500円)に決定
- ✓ 一方、当該入居者が居住する市では、平成30年度に条例を改正し、収入申告義務免除制度を導入
- ✓ 当該入居者は、平成30年度も収入未申告。しかし、当該市では、条例改正を受け、福祉部局と連携して当該入居者を認知症患者として認定。職権で把握した収入に応じて家賃(29,200円)を決定

区 分	平成29年度 (平成30年度家賃)	平成30年度 (令和元年度家賃)
収入申告の有無	×(未申告)	×(未申告)
近傍同種家賃額	72,500円	75,000円
収入申告義務の免除	—	○
決定家賃額	72,500円 (近傍同種家賃)	29,200円 (応能応益家賃)

近傍同種家賃が適用された場合と比較すると、一月の差額は45,800円！

- ✓ 当該市では、平成30年度に84件の収入申告義務を免除。その結果、うち64件の家賃額が令和元年度から低減

# 地方分権改革で改正された諸制度の運用状況調査

## 3 災害援護資金に係る貸付利率、保証人、償還方法の見直し(平成29、30年提案)

### (1) 第8次地方分権一括法(災害弔慰金の支給等に関する法律)の改正前の状況

- ▶ 都道府県内で災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合、市町村が実施主体となり、当該災害で世帯主が1月以上の負傷又は家財や住居が全半壊等の損害を受けた者に資金を貸し付ける制度(所得制限あり)

実施主体	貸付限度額	貸付利率	連帯保証人	償還方法	据置期間	償還期間	貸付原資負担					
市町村	350万円	年3%	必置	年賦 又は 半年賦	3年 (特別の場合5年)	10年 (据置期間を含む)	<table border="0"> <tr> <td>国</td> <td>→ 2/3</td> </tr> <tr> <td>都道府県 指定都市</td> <td rowspan="2">} → 1/3</td> </tr> <tr> <td></td> </tr> </table>	国	→ 2/3	都道府県 指定都市	} → 1/3	
国	→ 2/3											
都道府県 指定都市	} → 1/3											

### (2) 第8次地方分権一括法の改正概要(災害弔慰金の支給等に関する法律改正(平成31年4月1日施行))

- ▶ 被災者支援の充実を図る観点から、以下のとおり制度を見直し

区分	旧
貸付利率	年3%
連帯保証人	必置
償還方法	年賦又は半年賦



新
<u>年3%以内で条例で定める率</u>
必置義務を <b>撤廃</b>
年賦、半年賦又は <b>月賦</b>

# 地方分権改革で改正された諸制度の運用状況調査

## (3) 災害援護資金に係る条例の改正状況等(調査対象:12地方公共団体)

### ① 条例の改正状況(令和2年3月末現在)

- 調査した12団体のうち10団体では、次表①～③をいずれも改正。1団体では①及び②を改正。残りの1団体では③のみ改正  
未改正事項のある2団体は、次の理由から条例を未改正

区 分	未改正の理由
①貸付利率	安易な借受けや未納・滞納の抑止力とするため
②連帯保証人	貸倒れを防止するため
③償還方法	月賦償還は、債権管理や償還に関する事務負担が増すため

### ② 貸付利率及び保証人規定の設定状況

- 貸付利率及び保証人規定を改正した11団体のうち8団体では、貸付利率を保証人の有無と連動させて設定。残りの3団体では、貸付利率を一定の利率とし、保証人を一律不要としている。11団体における貸付利率等の設定の考え方は、以下のとおり

#### 条例を改正した11団体における貸付利率及び保証人規定の設定状況

区 分	貸付利率・連帯保証人	団体数	貸付利率等の設定の考え方
貸付利率を保証人の有無と連動させて設定	保証人ありの場合 0% 保証人なしの場合 1.5%	6	東日本大震災の特例を参考
	保証人ありの場合 0% 保証人なしの場合 1%	2	・母子父子寡婦福祉資金貸付金を参考 ・近隣自治体の設定状況を参考
貸付利率を一定の利率に設定	0%(保証人一律不要)	2	被災者が貸付けを利用しやすくする。
	3%(保証人一律不要)	1	保証人一律不要の理由は上記と同旨。貸付利率は条例で年3%以内とするが、利率をあえて引き下げる理由がないため、規則で3%と規定



# 地方分権改革で改正された諸制度の運用状況調査

## (4) 災害援護資金の貸付状況等

### ① 貸付利率別・保証人の有無別の貸付状況(図表1参照)

- 調査した12団体のうち、条例改正後に災害援護資金の貸付けの対象となる災害が発生していない3団体を除く9団体では、各々の条例が施行された平成31年4月1日から令和2年1月31日までに計240件の貸付けを実施。うち239件は、保証人の有無にかかわらず、従前よりも低利で貸付けが行われている。
- 当該239件のうち158件(66.1%)は、保証人を不要とするものとなっている。

### ② 償還方法別の貸付状況(図表2参照)

- 上記9団体が貸し付けた計240件のうち、7団体の162件(67.5%)は、被災者により月賦償還が選択されている。

図表1 貸付利率別・保証人の有無別の貸付件数  
(単位:団体、件)

区 分	団体数	貸付利率			合計
		0%	1.5%	3%	
保証人なし(選択制)	6	-	111	-	111
保証人あり(選択制)		80	-	-	80
保証人なし(一律不要)	2	47	-	1	48
保証人あり(必須)	1	1	-	-	1
合 計	9	128	111	1	240

(注)「保証人あり(必須)」の団体は、被災者のニーズを踏まえ、令和2年3月、保証人なしでも貸付けが行えるよう、貸付利率を保証人の有無と連動させる改正(保証人ありの場合0%、保証人なしの場合1%)を実施

図表2 償還方法別の貸付件数  
(単位:件、団体)

区 分	償還方法			合計
	年賦	半年賦	月賦	
貸付件数	21 (8.8%)	57 (23.8%)	162 (67.5%)	240 (100%)
団体数	2	5	7	9

(注)1 四捨五入の関係により、構成比の合計が100にならない。  
2 複数の区分に該当するものがあるため、団体数の合計と内訳の計は一致しない。

### <調査した地方公共団体から出された意見>

災害援護資金の貸付事務は、大規模な災害が発生した直後に臨時的に行われるものであり、貸付けに関するノウハウや管理システムもないため、大きな負担となっているとして、貸付けの判断指針やマニュアルを国から提示してほしいとの意見あり